

決議第1号

議会の議決を軽視した不適切な事務処理に対する決議

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年7月24日

提出者 久喜市議会議員
上条 あきひろ
丹野 郁夫
瀬川 泰祐
新井 兼

久喜市議会議長 春山千明様

議会の議決を軽視した不適切な事務処理に対する決議

久喜市いきいき活動センターしずか館等解体工事については、令和7年2月定例会議において工事請負契約の締結について議会の議決を得た上で、同年3月に契約（請負金額6億6,660万円）を締結し、着工したものである。

しかし、その後の施工過程において、予算の裏付けを欠いたまま追加工事（3,675万5,664円）を発注・施工させていたことが明らかとなった。また、追加工事の累計額は当初契約金額の5パーセントを超え、地方自治法第96条第1項第5号および市条例に基づき議会の議決を要する水準に達していたにもかかわらず、変更契約の締結や予算措置の所定の手続きを怠り、議決を経ないまま工事を進めてきた。

これらの行為は、極めて不適切な事務処理であり、議会を軽視する行為として断じて容認できるものではない。

その背景には、事務処理の誤りが特定の職員個人の不注意にとどまらず、組織的に予算措置や議決事件への該当性を照合・確認する仕組みが十分に機能していなかったという、「本市執行部全体の構造的な問題」がある。平成28年度にも同様の問題が指摘され、再発防止策が講じられてきたにもかかわらず、それが実効性を持たなかったことは誠に遺憾である。

本議会は、工事関係者や近隣住民生活への影響を回避するため、諸般の事情を熟慮の上で令和8年度一般会計補正予算（第4号）を可決するものであるが、執行部においては今回の事態を重く受け止め、猛省を促すとともに、組織としての責任を厳しく問うものである。

よって、久喜市執行部に対し、二度とこのような事態を繰り返すことのないよう、以下の事項の履行を強く求める。

- 1 今回の極めて不適切な事務処理に至った原因を徹底的に究明・検証し、改めて全庁的に「法令遵守意識の徹底」を図ること。
- 2 変更契約及び工事変更に伴う法的手続きの可否を「二重三重にチェックする体制」を構築し、実効性のあるものに改めること。
- 3 「市長をはじめとする関係職員の責任の所在を明確にする」とともに、厳正な対処を行うこと。
- 4 上記に関する再発防止策を速やかに改定し、議会へ報告すること。

以上、決議する。